

新宮市規則第 27 号

新宮市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市規則第 27 号

新宮市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新宮市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 9 月 29 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市子ども医療費の助成に関する条例施行規則一部を改正する規則

新宮市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（平成17年新宮市規則第64号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(助成の申請等)	(助成の申請等)
第7条（略）	第7条（略）
2 和歌山県内の医療機関等への給付費の支払に関する事務は、和歌山県国民健康保険団体連合会 <u>及び医療情報基</u>	2 和歌山県内の医療機関等への給付費の支払に関する事務は、和歌山県国民健康保険団体連合会・ <u>和歌山県社会保</u>
<u>盤・診察報酬審査支払機構</u> に委託することができる。	<u>険診療報酬支払基金</u> に委託することができる。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。